

## 児童養護施設等の誘致について

### 1 目的

児童養護施設等を整備することにより、可能な限り児童を区内で育める体制を構築し、社会的養育を充実させる。令和7年1月、豊島区児童福祉審議会から「多機能型児童養護施設を区内に整備することが望ましいと考えられる」との答申を受け、「豊島区児童養護施設等の誘致に関する検討会議」において具体的な課題整理及び誘致の検討を進めている。

※児童養護施設…保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第四十一条）

### 2 候補地

西部子ども家庭支援センターの千川中学校複合施設への移転後跡地（千早4-6-14）

### 3 スケジュール

7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
誘致に向けた調査・検討		事業者の公募	解体・設計・着工 (西部子ども家庭支援センター移転)		竣工・開設	

(参考) 多機能型児童養護施設のイメージ図

